

第31回

# 定時株主総会 招集ご通知

**開催日時** 平成27年11月20日(金曜日)午前10時  
(受付開始：午前9時)

**議案**

第1号議案	定款一部変更の件
第2号議案	取締役9名選任の件
第3号議案	監査役1名選任の件

書面またはインターネット等による議決権行使期限  
平成27年11月19日午後6時まで

## 目次

第31回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
(添付書類)	
事業報告	14
連結計算書類	40
計算書類	43
監査報告書	46
明光レポート	50

証券コード：4668



明光ネットワークジャパン



株 主 各 位

東京都新宿区西新宿七丁目20番1号  
株式会社明光ネットワークジャパン  
代表取締役社長 渡邊 弘毅

## 第31回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第31回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、「議決権行使方法についてのご案内」(次頁)の通り、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、平成27年11月19日(木曜日)午後6時までに議決権を行使して頂きますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年11月20日(金曜日) 午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿二丁目7番2号  
ハイアットリージェンシー東京 地下1階「センチュリールーム」
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第31期(平成26年9月1日から平成27年8月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第31期(平成26年9月1日から平成27年8月31日まで)計算書類報告の件  
決議事項
  - 第1号議案 定款一部変更の件
  - 第2号議案 取締役9名選任の件
  - 第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

- 
- ◎ 当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト(<http://www.meikonet.co.jp>)に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
  - ◎ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.meikonet.co.jp>)に掲載させていただきます。
  - ◎ 同一の株主が書面及び電磁的方法の双方により重複して議決権を行使した場合は、当社は、電磁的方法による議決権行使を有効なものとして取扱うものいたします。
  - ◎ 電磁的方法による議決権行使が複数回行われた場合で同一の議案に対する議決権行使の内容が異なる場合には、最後の電磁的方法による議決権行使を有効なものとして取扱うものいたします。
  - ◎ 昨年より、株主総会にご出席の株主様へお配りしてありましたお土産はとりやめとさせていただきます。
- 何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

# 議決権行使方法 についてのご案内

議決権の行使方法には、**3つの方法**がございます。

議決権は、株主の皆様が当社の経営にご参加いただくための大切な権利です。

## 当日ご出席の場合



### ▶受付へご提出

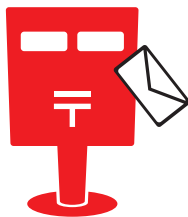
当日株主総会にご出席の際は、議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会日時

平成27年**11月20日**（金曜日）午前**10時**開催  
（受付開始時間は午前9時を予定しております。）

## 当日ご出席願えない場合

当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができます。



### ▶郵送による議決権の行使

議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、お早めにご返送ください。

行使期限

平成27年**11月19日**（木曜日）午後**6時**までに到着



### ▶インターネットによる議決権の行使

<http://www.web54.net>

インターネットにより上記専用サイトにアクセスしてください。  
ログインID・仮パスワードをご利用になり、画面の案内に従って、議決権を行使してください。

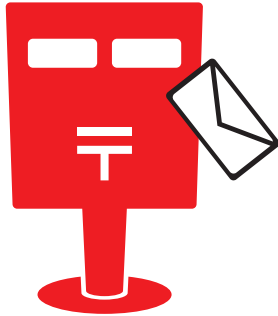
行使期限

平成27年**11月19日**（木曜日）午後**6時**まで

詳細は次頁をご覧ください

# 議 決 権 行 使

のお手続きについて



## 郵 送

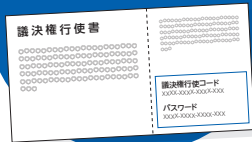
による議決権の行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、下記行使期限までに到着するようご返送ください。

### 行使期限

平成27年**11月19日**（木曜日）  
午後**6時**までに到着

お手元に  
議決権行使書用紙を  
ご注意ください



## インターネット

による議決権の行使の場合

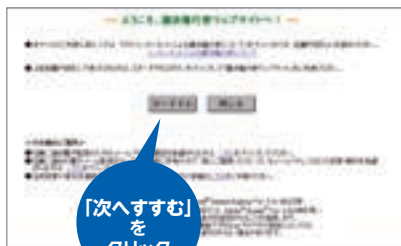
インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト (<http://www.web54.net>) にアクセスしていただくことによりのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時まででは取扱いを休止します。）

インターネットによる議決権行使は、平成27年11月19日（木曜日）の午後6時まで受付いたしますが、お早めに行使いただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

## 機関投資家の皆様へ

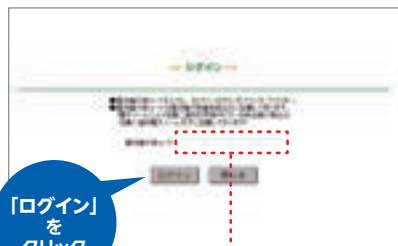
下記のインターネットによる議決権行使のほか、あらかじめ申込みされた場合に限り、株式会社東京証券取引所等が出資する株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

### 1 議決権行使サイトにアクセスする



<http://www.web54.net>

### 2 ログインする



お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力

以降は画面の案内に沿って賛否をご入力ください。

※1 パソコンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合がございます。

※2 議決権行使サイトへのアクセスに際しての費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。

パソコン等の操作方法に関する  
お問い合わせ  
(ヘルプデスク)

三井住友信託銀行証券代行部

証券代行ウェブサポート専用ダイヤル ☎ 0120-652-031 (午前9時から午後9時まで)

<その他のご照会> ☎ 0120-782-031 (平日午前9時から午後5時まで)

## 議案及び参考事項

### 第1号議案

### 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

- (1) 経営体制の充実強化を図るため、現行定款第18条の取締役の員数の上限を8名以内から10名以内に変更するとともに、現行定款第23条第2項の役付取締役に取締役副会長を追加するものであります。
- (2) 一層の成果と実効のあがるガバナンスの確立と株主価値増大に努めるため、現行定款第22条について所要の変更を行うものであります。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行に伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第27条第2項及び第36条第2項の一部を変更するものであります。なお、現行定款第27条第2項の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役および取締役会 (員数)	第4章 取締役および取締役会 (員数)
第18条 当社の取締役は、 <u>8</u> 名以内とする。	第18条 当社の取締役は、 <u>10</u> 名以内とする。
第19条～第21条 (条文省略)	第19条～第21条 (現行どおり)
(取締役会の招集)	(取締役会の招集)
第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 取締役社長がこれを招集し、議長となる。	第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 取締役会長がこれを招集し、議長となる。
2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	2 取締役会長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
3 (条文省略)	3 (現行どおり)
4 (条文省略)	4 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役および役付取締役)  第23条 (条文省略)  2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。  第24条～第26条 (条文省略)  (取締役の責任免除)  第27条 (条文省略)  2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第5章 監査役および監査役会  第28条～第35条 (条文省略)  (監査役の責任免除)  第36条 (条文省略)  2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)  第23条 (現行どおり)  2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。  第24条～第26条 (現行どおり)  (取締役の責任免除)  第27条 (現行どおり)  2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第5章 監査役および監査役会  第28条～第35条 (現行どおり)  (監査役の責任免除)  第36条 (現行どおり)  2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

第2号議案

取締役9名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、第1号議案定款一部変更の件が承認可決されることを条件として、取締役1名を増員し、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、2名は社外取締役候補者であります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者  
番号

1

わたなべ  
渡邊

ひろたけ  
弘毅

(昭和17年9月19日生)

再任

所有する当社株式数

3,094,600株

取締役会への出席状況

100% (18/18回)

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和59年9月 当社設立 当社取締役  
昭和60年5月 当社代表取締役社長（現任）

【重要な兼職の状況】

公益財団法人明光教育研究所代表理事

候補者  
番号

2

おくい  
奥井

よしこ  
世志子

(昭和29年8月24日生)

再任

所有する当社株式数

792,800株

取締役会への出席状況

100% (18/18回)

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和59年9月 当社設立 当社常務取締役  
平成8年11月 当社専務取締役  
平成16年9月 当社明光義塾本部長  
平成18年4月 当社管理本部長兼明光義塾本部総括  
平成19年3月 当社全体統轄兼管理部門管掌  
平成20年11月 当社取締役副社長  
当社全体統轄兼最高財務責任者（現任）  
平成21年11月 当社代表取締役副社長（現任）

【重要な兼職の状況】

公益財団法人明光教育研究所副代表理事



候補者  
番号

3

たがみ せつろう  
田上 節朗

(昭和30年8月6日生)

再任

## 所有する当社株式数

5,900株

## 取締役会への出席状況

100% (18/18回)

## ■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成17年5月 当社入社  
 平成17年11月 当社取締役  
 平成20年11月 当社常務取締役  
 当社業務管理部管掌  
 平成22年9月 当社教務部管掌  
 平成24年9月 当社未来キッズクラブ事業部管掌  
 平成26年9月 当社管理部門兼教務部兼海外事業開発部管掌 (現任)  
 当社事業戦略会議議長  
 平成26年11月 当社専務取締役 (現任)

## 【重要な兼職の状況】

公益財団法人明光教育研究所評議員

候補者  
番号

4

やました かずひと  
山下 一仁

(昭和34年12月7日生)

再任

## 所有する当社株式数

12,900株

## 取締役会への出席状況

100% (18/18回)

## ■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成19年3月 当社入社直営事業部統轄事業部長  
 平成19年11月 当社取締役  
 平成20年11月 当社常務取締役  
 平成22年9月 当社事業開発本部管掌  
 平成24年9月 当社個別進学館事業本部長 (現任)  
 当社サッカースクール事業部管掌  
 当社明光キッズ事業部管掌  
 当社事業開発部管掌  
 平成25年7月 当社事業開発本部長  
 平成26年9月 当社明光義塾事業本部長兼FC開発部兼明光サポートセンター兼本部事務局管掌 (現任)  
 平成26年11月 当社専務取締役 (現任)

候補者  
番号

5

さとう  
佐藤

ひろあき  
浩章

(昭和35年8月31日生)

再任

所有する当社株式数

6,700株

取締役会への出席状況

100% (18/18回)

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成17年5月 当社入社  
平成17年11月 当社取締役  
平成20年11月 当社常務取締役（現任）  
平成22年9月 当社明光義塾事業本部管掌  
平成24年9月 当社FC開発部管掌  
平成26年9月 当社プロモーション部兼情報システム部兼サッカー事業部兼キッズ事業部管掌（現任）

〔重要な兼職の状況〕

株式会社東京医進学院取締役

候補者  
番号

6

たけまさ  
武正

よしかず  
芳和

(昭和38年8月29日生)

再任

所有する当社株式数

10,300株

取締役会への出席状況

100% (18/18回)

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成7年5月 当社入社  
平成14年9月 当社直営第4事業部副部長  
平成16年9月 当社明光義塾本部直営営業部長  
平成20年11月 当社取締役（現任）  
平成22年9月 当社明光義塾事業本部長

〔重要な兼職の状況〕

株式会社早稲田EDU取締役  
株式会社早稲田International取締役  
株式会社ユーデック取締役  
株式会社晃洋書房取締役

候補者  
番号

7

ほりうち  
堀内こうし  
航志

(昭和44年12月5日生)

再任

## 所有する当社株式数

300株

## 取締役会への出席状況

100% (14/14回)

※平成26年11月21日就任のため、11月21日以降開催の取締役会を記載していません。

## ■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成11年10月 当社入社  
 平成22年11月 当社明光義塾事業本部第2事業部長  
 平成24年9月 当社明光義塾事業本部直営第6事業部長  
 平成26年9月 当社明光義塾事業本部第7事業部長（現任）  
 平成26年11月 当社取締役（現任）  
 平成27年9月 当社明光義塾事業本部副本部長（現任）

## 【 重要な兼職の状況 】

株式会社MAXISエデュケーション取締役  
 株式会社ユーデック取締役

候補者  
番号

8

はらだ  
原田まさひろ  
昌宏

(昭和27年4月28日生)

再任

社外取締役

## 所有する当社株式数

100株

## 取締役会への出席状況

100% (14/14回)

※平成26年11月21日就任のため、11月21日以降開催の取締役会を記載していません。

## ■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和50年4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行  
 平成8年4月 同行金町支店長  
 平成14年4月 SMBCパーソナルサポート株式会社代表取締役常務  
 平成23年6月 ライジング保険サービス株式会社代表取締役社長  
 平成26年11月 当社取締役（現任）

## ■ 社外取締役候補者とした理由

原田昌宏氏につきましては、金融機関で企業審査に携わった経験並びに企業経営における豊富な経験と知見を有しております。そのことにより、経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化に繋がるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

候補者  
番号

9

やお  
八尾

のりこ  
紀子

(昭和42年8月27日生)

新任

社外取締役

所有する当社株式数

一株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成7年3月 最高裁判所司法研修所修了  
 平成7年4月 福岡県弁護士会登録  
 不二法律事務所入所  
 平成13年6月 ジョージタウン大学ローセンター卒業 (LL.M.)  
 平成13年9月 ポール・ヘイスティングス・ジャンフスキー&ウォルカー法律事務所 (ロサンゼルスオフィス) 入所  
 平成14年10月 第二東京弁護士会登録  
 太陽法律事務所 (現ポールヘイスティングス法律事務所・外国法共同事業) 入所  
 ニューヨーク州弁護士登録  
 平成19年7月 TMI総合法律事務所入所  
 平成20年1月 同パートナー (現任)  
 平成26年10月 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構社外監査役 (現任)

【 重要な兼職の状況 】

TMI総合法律事務所パートナー  
 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構社外監査役

■ 社外取締役候補者とした理由

八尾紀子氏につきましては、直接経営に関与した経験はありませんが、弁護士として企業法務等に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しております。そのことにより、経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化に繋がるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 原田昌宏及び八尾紀子の両氏が選任された場合、当社定款の規定に基づき、当社は両氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
3. 原田昌宏及び八尾紀子の両氏は、社外取締役候補者であります。当社は、社外取締役候補者について当社の定める独立社外役員の選任基準を満たすことを求めておりますが、両氏とも当該選任基準のすべてを満たしております。
4. 原田昌宏及び八尾紀子の両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、両氏の選任が承認された場合は、独立役員として指定する予定であります。

## 第3号議案

## 監査役1名選任の件

監査役貴島透氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしますと存じます。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

あめみや たけひろ  
雨宮 丈洋 (昭和26年5月3日生)

新任

社外監査役

## 所有する当社株式数

一株

## ■ 略歴、地位及び重要な兼職の状況

昭和49年4月 株式会社三菱銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）入行  
平成6年6月 同行大塚支店長  
平成11年2月 株式会社東京三菱銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）法務部長兼コンプライアンス室長  
平成15年7月 エムティーインシュアランスサービス株式会社代表取締役専務  
平成18年10月 エムエスティ保険サービス株式会社代表取締役副社長  
平成22年1月 株式会社丸の内よろず代表取締役専務  
平成25年10月 独立行政法人勤労者退職金共済機構理事

## ■ 社外監査役候補者とした理由

雨宮丈洋氏につきましては、長年にわたる金融機関等での金融、財務及び企業経営に関する豊富な経験と知識を有しております。そのことにより、当社の経営上の重要事項につき、有効な助言をいただくことを期待するとともに、経営全般の監視を行い、監査の実効性を高めていただけるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 雨宮丈洋氏は、社外監査役候補者であります。当社は、社外監査役候補者について当社の定める独立社外役員の選任基準を満たすことを求めています。同氏は当該選任基準のすべてを満たしております。
3. 雨宮丈洋氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、独立役員として指定する予定であります。

### <ご参考> 「独立社外役員の選任基準」 について

1. 現在または過去において当社及び当社グループの取締役（社外取締役は除く。以下同じ）、監査役（社外監査役は除く。以下同じ）、執行役員、支配人その他の使用人となっていないこと。
2. 現在または最近5年間に於いて当社の大株主の取締役、監査役、執行役員、支配人その他の使用人でないこと。
3. 当社の現在主要株主である会社の取締役、監査役、執行役員、支配人その他の使用人でないこと。
4. 現在または最近3年間に於いて当社及び当社グループの主要な取引先（直近事業年度における年間連結売上高の2%超）の取締役、監査役、執行役員、支配人その他の使用人でないこと。
5. 当社及び当社グループから一定額（過去3年間の平均で1千万円）を超える寄付または助成を受けている組織（例えば公益財団法人、公益社団法人、非営利法人等）の理事（業務執行に当たる者に限る）、その他の業務執行者（当該組織の業務を執行する役員、社員または使用人をいう）でないこと。
6. 当社及び当社グループから取締役または監査役（常勤、非常勤を問わない）を受け入れている会社またはその子会社の取締役、監査役または執行役員でないこと。
7. 現在または最近5年間に於いて当社及び当社グループの主要な金融機関（当社及び当社グループにおいて資金調達において必要不可欠であり、当社が株主との間で利害相反の問題が生じえる状況（債務超過ないし債務超過のおそれがあるような状況）にあるか、財務・信用格付け、自己資本比率、当該債権者への資金調達上の依存度及び借入金の返済余力等を総合的に勘案し判断する）の取締役、監査役、執行役員、支配人その他の使用人でないこと。
8. 現在または最近5年間に於いて当社の主幹事証券会社の取締役（社外取締役は除く。以下同じ）、監査役（社外監査役は除く。以下同じ）、執行役員、支配人その他の使用人でないこと。
9. 現在または最近3年間に於いて当社及び当社グループの監査法人（若しくは税理士法人）の社員、パートナーまたは従業員でないこと。
10. 当社及び当社グループから一定額（過去3年間の平均で1千万円）を超える報酬を受領している弁護士、公認会計士、税理士、各種コンサルティング等の専門的サービス提供者でないこと。
11. 上記1から10における二親等内の親族又は同居の親族でないこと。
12. 仮に上記に該当するものであっても、当該人物の人格、識見等に照らし、当社の独立社外役員としてふさわしいと当社が考える者については、当社は、当該人物が当社の独立社外役員としてふさわしいと考える理由を、対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の独立社外役員とすることができる。
13. 上記の他、独立社外役員としての独立性に疑義があり、一般株主と恒常的に実質的な利益相反のおそれが生じると判断されないこと。

以 上

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（平成26年9月1日から平成27年8月31日まで）におけるわが国経済は、良好な企業収益や雇用・所得環境の改善に加え原油安という好環境により回復基調で推移いたしました。しかしながら、新興国の景気減速基調や円安に伴う輸入コストの増加等の影響により、依然として厳しい状況が継続いたしました。

当社グループの属する学習塾業界におきましても、学習塾各社は、教育に対する様々なニーズの変化に対応するため、学童保育及び幼児教育事業による低年齢層のニーズ獲得や、語学教育の強化等、新たな市場の開拓にシフトしており、厳しい競争が続いております。また、タブレット端末が普及するなか、異業種による動画教育サービスが人気を集めており、競争は学習塾間だけのものではなくなってきました。

当社グループはこのような環境のなか、明確な目標を設定し遂行するため、平成25年10月に「中期経営計画」（平成26年8月期～平成28年8月期）を策定・公表し、これに基づいて事業活動を行ってまいりました。

当連結会計年度におきましては、

- (i) 生徒・保護者ニーズの正確な把握、提供する教育サービスのクオリティの向上、コミュニケーションの充実等によるお客様満足度の更なる追求
- (ii) 大胆な組織再編及び人事異動により、部門間のコミュニケーションと連携を推進し、スピードと責任をもって行動する組織への更なる変革

- (iii) 明光義塾直営事業部と明光義塾フランチャイズ事業部の統合によるマネジメント力、地域戦略、本部指導体制の強化及び業務の効率化
- (iv) 学校や家庭との学習連携を強化し、生徒が自ら学習に取り組む力を育む新生明光義塾の開発
- (v) 新規事業の事業基盤の確立等に取り組んでまいりました。

当連結会計年度におきましては、これらの取り組みを基本としながら、お客様満足度をより向上させるための生徒・保護者カウンセリングの充実や、2016年度中学校教科書改訂に対応するための「クオリティ向上」「生徒を自立学習に導き成績を上げる」を基本コンセプトとした指導体系及びオリジナル教材の再構築に取り組んでまいりました。

プロモーション活動につきましては、人気YouTuberとコラボしての「YDKダンス」の動画配信や、スマートフォンアプリ「LINE」でのスタンプのリリースを通して、ブランド認知度向上に努めました。

また、平成26年9月1日開催の取締役会において、明光義塾のフランチャイジーである株式会社MAXISホールディングス（平成26年9月3日付で株式会社MAXISエデュケーションに社名変更）の自己株式を除く発行済株式の全部を取得する決議を行い、同日、株式譲渡契約を締結し、平成26年9月2日付で株式を取得することによって、同社を連結子会社といたしました。これにより、当社直営教室とフランチャイズ教室間での連携強化とノウハウ共有を進め、チェーン全体の競争力を向上させることで、明光義塾事業等の更なる成長及びグループ競

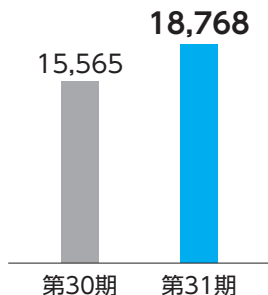
競争力の強化を図ってまいります。更に、事業領域の拡大を図るため、平成26年10月23日開催の取締役会において、株式会社早稲田EDU（早稲田EDU日本語学校）の自己株式を除く発行済株式の全部を取得する決議を行い、平成26年10月24日に株式譲渡契約を締結し、平成26年10月30日付で株式を取得することによって、同社を連結子会社といたしました。

これらの結果、当連結会計年度の業績につきましては、連結子会社株式会社MAXISエデュケーションを連結したこと等により、売上高は18,768百万円（前期比20.6%増）、利益面におきましては、営業利益3,555百万円（同4.1%増）、経常利益3,803

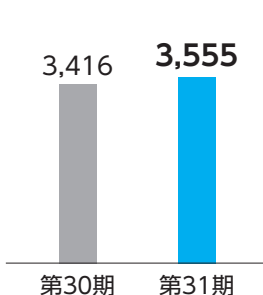
百万円（同7.5%増）、当期純利益2,369百万円（同7.7%増）となりました。

売上高	18,768	百万円	(前期比20.6%増)
営業利益	3,555	百万円	(前期比4.1%増)
経常利益	3,803	百万円	(前期比7.5%増)
当期純利益	2,369	百万円	(前期比7.7%増)

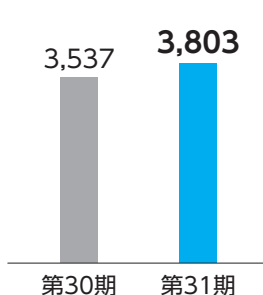
■ 売上高 (百万円)



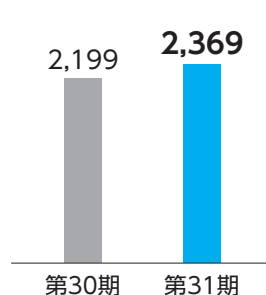
■ 営業利益 (百万円)



■ 経常利益 (百万円)



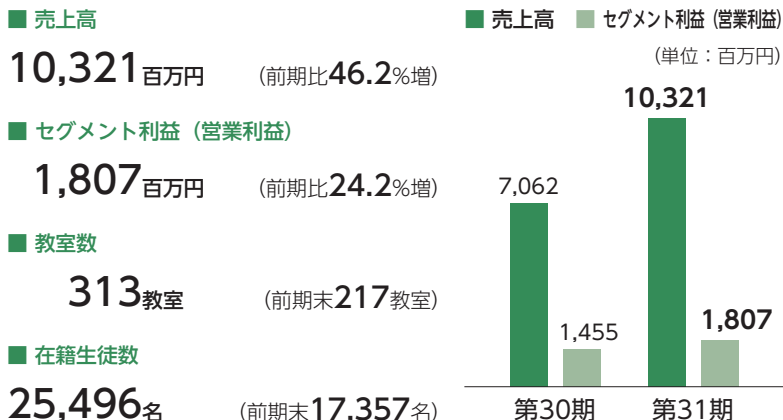
■ 当期純利益 (百万円)





セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

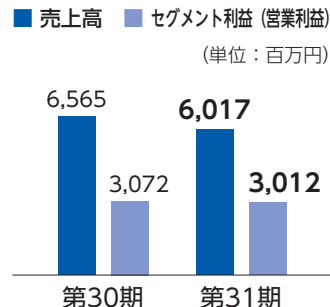
## 明光義塾直営事業



直営事業につきましては、独自の指導ノウハウの進化による指導力の向上及び生徒・保護者とのコミュニケーションの充実によるお客様満足度の向上を通じて、明光義塾ブランドの更なる強化を図ってまいりました。更に、直営教室・FC教室間の連携強化、行動科学に基づく新研修システムの確立等、中長期的な施策を立案・実行いたしました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は、連結子会社株式会社MAXISエデュケーションの売上高を連結したこと等により、10,321百万円（当社売上高7,196百万円、株式会社MAXISエデュケーション売上高3,125百万円）（前期比46.2%増）、セグメント利益（営業利益）は1,807百万円（当社営業利益1,541百万円、株式会社MAXISエデュケーション営業利益410百万円、のれん償却額143百万円）（同24.2%増）となりました。教室数は313教室（当社直営222教室、株式会社MAXISエデュケーション直営91教室）、在籍生徒数は25,496名（当社直営18,173名、株式会社MAXISエデュケーション直営7,323名）となりました。

## 明光義塾フランチャイズ事業

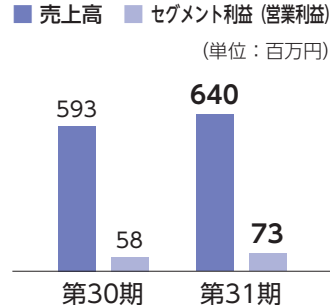


フランチャイズ事業につきましては、直営教室との相互協力により、情報の共有化、地域戦略の強化、マネジメント力の向上及び業務の効率化等を図ってまいりました。また、小学生向け「明光の小学生まなびコース」、高校生向け映像授業「MEIKO MUSE」の導入推進を通じて、多様な教育ニーズへの対応に取り組んでまいりました。

教室開設面等につきましては、教室展開エリアにおいてサテライト教室の開設を推進し、生徒数占有率向上を目指しました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は、明光義塾のフランチャイジーである株式会社MAXISエデュケーションを連結子会社とした影響等により6,017百万円（前期比8.3%減）となり、セグメント利益（営業利益）は3,012百万円（同1.9%減）、教室数は1,824教室（株式会社MAXISエデュケーション直営除く。）、在籍生徒数は111,394名（株式会社MAXISエデュケーション直営除く。）となりました。

## 予備校事業



連結子会社である株式会社東京医進学院による予備校事業につきましては、医系大学対策に特化した独自の指導方法や模擬試験の作成、個別相談会や集中合宿を通じて合格率向上に努め、北海道大学、東京慈恵会医科大学、順天堂大学をはじめとする多数の医系大学合格者を輩出することができました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は、640百万円（前期比8.0%増）、セグメント利益（営業利益）は73百万円（同26.5%増）、校舎数は4校、在籍生徒数は153名となりました。

## その他

明光サッカー事業につきましては、スクール生一人ひとりが高い技術と自立した精神を身に付けられるように、コーチ・スタッフ研修の強化、及び運営体制の見直しを行い、各スクールの指導力向上に取り組んでまいりました。また、定期合宿・プライベートレッスンの強化によりスクール生の満足度向上に努め、広告宣伝とイベントの強化により認知度向上を図ってまいりました。

これらの結果、明光サッカー事業における当連結会計年度の売上高は140百万円、営業損失は10百万円、スクール数は16スクール（うちフランチャイズ2スクール）、在籍スクール生は987名となりました。

早稲田アカデミー個別進学館事業につきましては、教育サービスの質の更なる向上を目指し、株式会社早稲田アカデミーとの連携による運営体制の強化、各種研修による授業の質及び進路指導力の強化等に積極的に取り組んでまいりました。また、こうした良質の授業と講師を前面に出したプロモーション活動にも注力いたしました。

合格実績といたしましては、中学受験については、灘中学校、開成中学校、麻布中学校、桜蔭中学校等、高校受験では、慶応義塾高等学校、早稲田大学高等学院、慶応義塾志木高等学校、早稲田実業学校高等部等、全国屈指の難関中学校及び高等学校に多数の合格者を輩出することができました。

校舎展開といたしましては、28校（当社直営5校、株式会社MAXISエデュケーション直営3校、株式会社早稲田アカデミー直営10校及びフランチャイズ10校）の体制で展開いたしました。

当連結会計年度における全校舎の生徒数は、2,006名となりました。

これらの結果、早稲田アカデミー個別進学館事業における当連結会計年度の売上高は370百万円、営業損失は32百万円となりました。

キッズ事業につきましては、「まなびプログラム」をはじめとする各種レッスンの充実と、サマーキャンプ・スキー合宿・イベントを強化し、スクール生の満足度向上に取り組んでまいりました。また、WEBを中心とした宣伝広告の強化と運営体制の見直しを行い、ブランド強化を図ってまいりました。

明光キッズにおける当連結会計年度のスクール数は6スクール、在籍スクール生は479名となりました。

連結子会社である株式会社早稲田EDUにつきましては、第2四半期連結会計期間から連結業績に含めております。中国やベトナム、ネパール等からの留学生を対象とした「早稲田EDU日本語学校」を東京都新宿区に1校舎運営しております。グローバル化の進展に伴い本校の留学生も順調に増加し、在籍生徒数は435名（定員520名）となりました。

連結子会社である株式会社ユーデックにつきましては、主軸の進学模擬試験の販売において、兵庫進学模試公開テストを年3回から4回に増やし、大手塾中心に新規開拓や受験回数増に努めたことで受験者数が順調に増加した結果、売上高は好調に推移いたしました。学習塾採択教材売上は、営業部人員増による体制強化により堅調に推移し、書籍売上は関東版公立高校入試過去問題集が好評で売上高は増加しました。また、学内予備校売上は新規獲得校が寄与し始めた結果、堅調に推移いたしました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は701百万円、営業利益は45百万円となりました。

連結子会社である株式会社晃洋書房につきましては、主軸である大学教科書の発行において、新刊受注に向けて各大学の著者にアプローチする一方で、2月～4月に納品時期が集中する大学前期テキストの継続採用に向けて営業活動に注力しました結果、新刊受注及び大学テキストの採用は堅調に推移しました。また、営業部のマネジメント体制強化による成果として新たな販売ルートが加わるとともに、大学廻り、企画本の発行にも積極的に取り組みました。

なお、キッズ事業等の損益面につきましては、金額的重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

## <ご参考> 明光義塾教室数、明光義塾在籍生徒数及び明光義塾教室末端売上高等の推移

回次  連結会計年度	第30期			第31期		
	自平成25年9月1日 至平成26年8月31日			自平成26年9月1日 至平成27年8月31日		
	経営成績他	前期比較		経営成績他	前期比較	
明光義塾直営教室数	217	+ 7		222	+ 5	
明光義塾 (MAXIS) 教室数	—	—		91	+ 91	
明光義塾フランチャイズ教室数	*1	+ 23		1,824	△ 96	
明光義塾教室数合計	2,137	+ 30		2,137	—	
明光義塾直営教室在籍生徒数 (名)	17,357	+ 66		18,173	+ 816	
明光義塾 (MAXIS) 教室在籍生徒数 (名)	—	—		7,323	+ 7,323	
明光義塾フランチャイズ教室在籍生徒数 (名)*1	118,374	△ 573		111,394	△ 6,980	
明光義塾在籍生徒数合計 (名)	135,731	△ 507		136,890	+ 1,159	
明光義塾直営事業売上高 (百万円)	7,062	+ 247		10,321	+ 3,259	
明光義塾フランチャイズ事業売上高 (百万円)*2	6,565	△ 48		6,017	△ 547	
予備校事業売上高 (百万円)	593	△ 4		640	+ 47	
その他の事業売上高 (百万円)	1,345	+ 92		1,788	+ 442	
売上高合計 (百万円)	15,565	+ 286		18,768	+ 3,202	
明光義塾直営教室売上高 (百万円)	7,062	+ 247		10,321	+ 3,259	
明光義塾フランチャイズ教室末端売上高 (百万円)	41,015	△ 834		37,440	△ 3,575	
明光義塾教室末端売上高合計 (百万円)*3	48,077	△ 587		47,762	△ 315	

※1 第30期における明光義塾フランチャイズ教室数及び明光義塾フランチャイズ教室在籍生徒数には、連結子会社株式会社 MAXISエデュケーションの教室数及び生徒数が含まれております。

2 明光義塾フランチャイズ事業売上高は、ロイヤルティ収入及び商品売上高等を記載しております。

3 明光義塾教室末端売上高合計は、直営教室の入会金、授業料、教材費、テスト料等の全売上高と、フランチャイズ教室の入会金、授業料等の売上高を合計したものであり、フランチャイズ教室の教材費、テスト料等の売上高は含んでおりません。

### (2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は620,360千円（有形固定資産、無形固定資産及び投資不動産の受入ベース数値）であります。

その主なものは、株式会社東京医進学院三鷹校舎の取得に係る投資額271,908千円、情報システム構築に対する開発費151,983千円及び明光義塾直営教室等の移転及びリニューアルに係る設備投資であります。

### (3) 資金調達の状況

該当する事項はありません。

### (4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当する事項はありません。

### (5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当する事項はありません。

### (6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当する事項はありません。

### (7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

平成26年9月1日開催の取締役会において、明光義塾のフランチャイジーである株式会社MAXISホールディングス（平成26年9月3日付で株式会社MAXISエデュケーションに社名変更）の自己株式を除く発行済株式の全部を取得する決議を行い、

同日、株式譲渡契約を締結し、平成26年9月2日付で株式を取得することによって、同社を連結子会社といたしました。

更に、事業領域の拡大を図るため、平成26年10月23日開催の取締役会において、株式会社早稲田EDU（早稲田EDU日本語学校）の自己株式を除く発行済株式の全部を取得する決議を行い、平成26年10月24日に株式譲渡契約を締結し、平成26年10月30日付で株式を取得することによって、同社を連結子会社といたしました。

### (8) 対処すべき課題

当社グループは、教育・文化事業を核として更なる成長を図り、人づくりのトップカンパニーとなることを2020年ビジョンとして掲げております。2020年ビジョンへの第2ステージとして、成長路線を加速させるとともに、突き抜けた存在となることを目指し、平成25年10月「中期経営計画」（平成26年8月期～平成28年8月期）を策定いたしました。

当社は、「自立学習」「個別指導」方式による個別指導塾「明光義塾」の直営及びフランチャイズシステムでの全国展開をしており、個別指導塾のパイオニアとして、教室運営、フランチャイズ展開に高い評価を受けております。しかしながら、厳しさを増す競争下においては、更なる成長路線を確立できる事業体制及び経営体制を構築することが「中期経営計画」の重要課題であると考え、次のとおり取り組むことといたします。

（本部指導体制の強化）

スーパーバイザー及びエリアマネージャーと本部事務局等の連携を更に強化し、組織的な教室対応等

を行うとともに、指導内容の標準化及び効率化を図っていきます。

#### （明光義塾事業の三次元成長の確立）

サテライト教室の導入促進及びエリアの再編等による教室数増加を進めていきます。また、「明光式！自立学習」の徹底及び各々の生徒に最適な指導方法の確立、生徒のモチベーションアップ、学力向上、志望校合格、自立学習の遂行を図り、「地域で最も信頼される学習塾」の地位の確立と、高校生対象の映像授業や小学生まなびコースといった新たな教育サービスの提供により、生徒数及び授業回数の増加を目指していきます。

#### （新生明光義塾の開発）

社会の進化、教育の変化及び多様化する教育ニーズに対応するため、「明光義塾」の次世代モデルの開発を進めていきます。

#### （新規事業の事業基盤確立と事業領域の拡大）

次なる基幹事業の確立と新たな事業領域の拡大による成長路線を加速させるため、当社グループ独自の付加価値の追求、差別化された高い競争力の構築、新たな市場価値の創造、積極的な営業及びプロモーション活動による新規事業の認知度向上を図るとともに、これらを支える高いマネジメント能力を有する組織及び人材を育成していきます。

#### （組織改革と人材育成による強靱な本部組織の実現）

競争力を高めるため、社員の成長を促す適材適所の人事配置の促進や女性マネージャーの積極登用による人材力の向上、及び各部門の連携の緊密化により、教室をきめ細かくサポートする組織を構築してまいります。

#### （企業価値の向上）

魅力ある株主還元、資本政策、アライアンス及びM&Aの活用による新たな価値の創造に努めていきます。

当社グループは、引き続き、事業拡大への積極投資と経営の革新化を推進し、収益機会の多角化、永続的な成長路線の維持に取り組んでまいります。また、当社グループは今後においても、グループ事業のあるべき将来像を描き、収益機会を創造し、最善の経営意思決定をするように努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (9) 財産及び損益の状況の推移

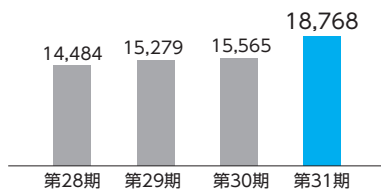
### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区分		第28期 (平成24年8月期)	第29期 (平成25年8月期)	第30期 (平成26年8月期)	第31期 (当連結会計年度) (平成27年8月期)
売上高	(千円)	14,484,193	15,279,029	15,565,848	18,768,501
経常利益	(千円)	3,727,632	3,718,813	3,537,638	3,803,104
当期純利益	(千円)	1,969,109	2,169,399	2,199,674	2,369,614
1株当たり当期純利益	(円)	71.38	78.60	79.69	85.84
自己資本当期純利益率	(%)	20.9	19.8	17.6	17.1
総資産	(千円)	15,195,063	16,557,587	16,568,782	18,680,921
純資産	(千円)	10,149,559	11,813,023	13,191,475	14,628,811

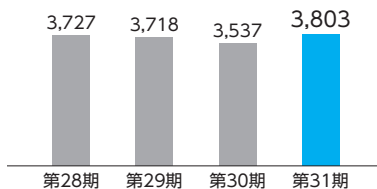
### ② 当社の財産及び損益の状況

区分		第28期 (平成24年8月期)	第29期 (平成25年8月期)	第30期 (平成26年8月期)	第31期 (当事業年度) (平成27年8月期)
売上高	(千円)	13,925,059	13,853,686	14,101,798	14,223,860
経常利益	(千円)	3,790,339	3,734,209	3,515,277	3,421,732
当期純利益	(千円)	1,807,490	2,205,924	2,108,222	2,117,988
1株当たり当期純利益	(円)	65.52	79.93	76.38	76.73
自己資本当期純利益率	(%)	19.1	20.2	17.0	15.6
総資産	(千円)	14,349,168	15,872,455	15,765,199	16,804,805
純資産	(千円)	10,067,938	11,753,921	13,023,957	14,189,249

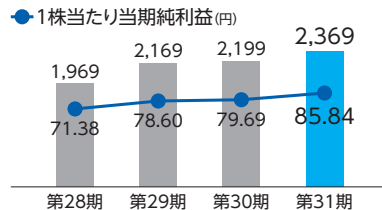
■ 売上高(百万円)



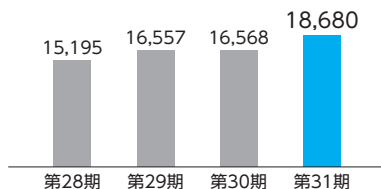
■ 経常利益(百万円)



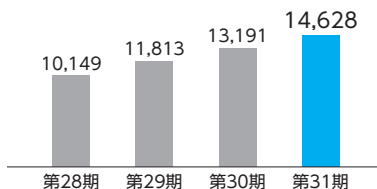
■ 当期純利益(百万円)



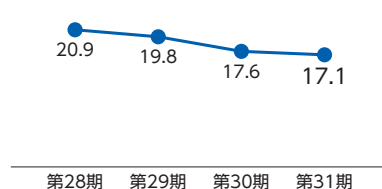
■ 総資産(百万円)



■ 純資産(百万円)



■ 自己資本当期純利益率(ROE)(%)





## (10) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当する事項はありません。

### ② 子会社の状況

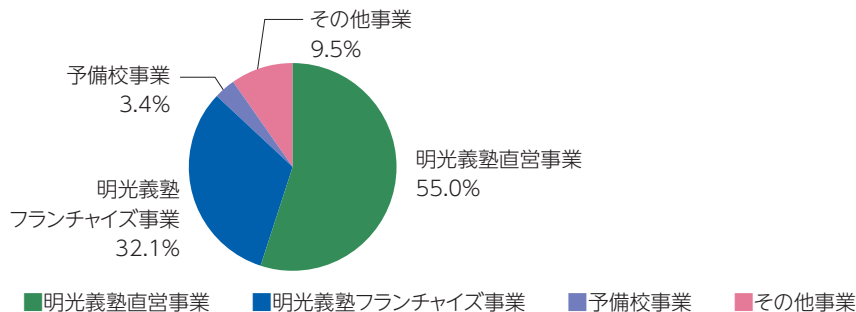
会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社MAXISエデュケーション	30百万円	100%	個別指導塾「明光義塾」の運営等
株式会社東京医進学院	77百万円	100%	医系大学受験専門予備校の経営
株式会社早稲田EDU	20百万円	100%	早稲田EDU日本語学校の運営
株式会社ユーデック	99百万円	63.1%	受験情報誌の発行、模擬試験制作、教材販売及び学内予備校の運営等
株式会社晃洋書房	15百万円	100% (100%)	学術専門書出版

(注) 出資比率の( )内は、間接所有割合を内数で記載しております。

## (11) 主要な事業内容

セグメントの名称	区分に属する主要な事業内容
明光義塾直営事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別指導塾「明光義塾」直営教室における学習指導及び教材、テスト等商品販売（当社及び株式会社MAXISエデュケーション）</li> </ul>
明光義塾フランチャイズ事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別指導塾「明光義塾」フランチャイズ教室における教室開設、経営指導及び教室用備品、教室用機器、教材、テスト、広告宣伝物等商品販売</li> </ul>
予備校事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>医系大学受験専門予備校の経営（株式会社東京医進学院）</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども対象のサッカースクール「明光サッカー」事業</li> <li>高学力層向け個別指導塾「早稲田アカデミー個別進学館」事業（当社及び株式会社MAXISエデュケーション）</li> <li>長時間預かり型学習塾「キッズ」事業</li> <li>日本語学校の経営「早稲田EDU日本語学校」（株式会社早稲田EDU）</li> <li>受験情報誌の発行、模擬試験制作、教材販売及び学内予備校の運営等（株式会社ユーデック）</li> <li>学術専門書出版（株式会社晃洋書房）</li> </ul>

## 売上高構成比



## (12) 主要な営業所等

### ① 当社の本社及び事務局等

本 社	東京都新宿区西新宿七丁目20番1号
北海道事務局	北海道札幌市中央区北三条西二丁目1番地13
仙台事務局	宮城県仙台市青葉区中央二丁目2番10号
名古屋事務局	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目23番13号
大阪事務局	大阪府大阪市北区梅田一丁目11番4号
明光ビル	東京都豊島区西池袋三丁目1番13号

### ② 明光義塾直営教室（当社直営）

首都圏地区	128教室	
その他の地区	94教室	(合計222教室)

### ③ 明光義塾直営教室（株式会社MAXISエデュケーション）

首都圏地区	42教室	
その他の地区	49教室	(合計91教室)

### ④ 明光義塾フランチャイズ教室

北海道・東北地区	235教室	近畿地区	304教室
北関東・甲信越地区	233教室	中・四国地区	161教室
東京・埼玉・千葉地区	320教室	九州地区	216教室
神奈川・静岡地区	164教室		
東海・北陸地区	191教室		(合計1,824教室)

## ⑤ 株式会社東京医進学院

本 社 東京都新宿区市谷八幡町11番地1  
校 舎

首都圏地区 4校

## ⑥ 明光サッカースクール

首都圏地区 16スクール (うちフランチャイズ2スクール)

## ⑦ 早稲田アカデミー個別進学館

首都圏地区 28校 (うちフランチャイズ10校、株式会社早稲田アカデミー直営10校、当社直営5校、株式会社MAXISエデュケーション直営3校)

## ⑧ 株式会社MAXISエデュケーション

本 社 東京都新宿区西新宿七丁目20番1号

## ⑨ 株式会社早稲田EDU

本 社 及 び 校 舎 東京都新宿区高田馬場四丁目23番33号

## ⑩ 株式会社ユーデック

本 社 大阪府大阪市淀川区西宮原一丁目4番30号

## ⑪ 株式会社晃洋書房

本 社 京都府京都市右京区西院北矢掛町7番地

### (13) 使用人の状況

#### ① 企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
明光義塾直営事業	411名	102名増
明光義塾フランチャイズ事業	131名	10名増
予備校事業	24名	2名減
その他	99名	23名増
管理部門	40名	7名増
合計	705名	140名増

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、契約社員（16名）を含み、アルバイト等の臨時使用人は含まれておりません。  
 2. 使用人数の増加の主な理由は、主として「明光義塾直営事業」を営む株式会社MAXISエデュケーションを連結の範囲に含めたことによるものであります。

#### ② 当社の使用人の状況

区分	使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	308名	6名減	37.4歳	8.6年
女性	168名	12名減	32.5歳	5.9年
合計又は平均	476名	18名減	35.7歳	7.7年

- (注) 使用人数は就業人員であり、契約社員（16名）を含み、アルバイト等の臨時使用人は含まれておりません。

### (14) 主要な借入先

該当する事項はありません。

### (15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 72,405,000株
- (2) 発行済株式の総数 27,603,473株 (自己株式200,127株を除く。)
- (3) 株主数 54,585名 (前期末比22,209名増)

### (4) 大株主

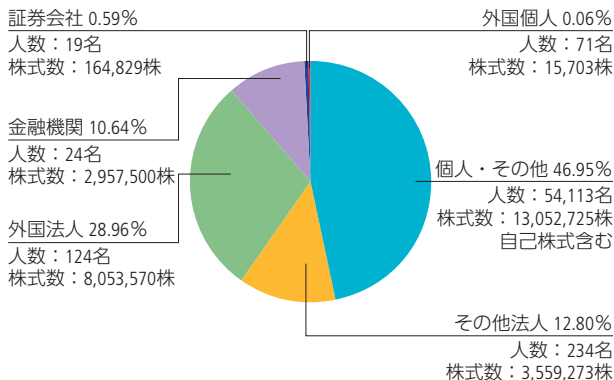
株主名	持株数	持株比率
	株	%
渡邊弘毅	3,094,600	11.21
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	2,435,500	8.82
ザ バンク オブ ニューヨーク-ジャスディック トリーテ ィー アカウント	1,041,600	3.77
株式会社学研ホールディングス	1,023,573	3.71
明光株式会社	1,000,000	3.62
ビービーエイチ フォー ファイデリティ ロー プライズド ストック ファンド (プリンシパル オール セクター サポートフォリオ)	920,900	3.34
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	793,600	2.88
奥井世志子	792,800	2.87
公益財団法人明光教育研究所	700,000	2.54
ザ バンク オブ ニューヨーク 132561	520,100	1.88

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

該当する事項はありません。

## 所有者別株式分布



## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

### (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

該当する事項はありません。

### (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対し交付した新株予約権等の状況

該当する事項はありません。

### (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当する事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等

(平成27年8月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	渡 邊 弘 毅	(重要な兼職の状況) 公益財団法人明光教育研究所代表理事
代表取締役副社長	奥 井 世 志 子	全体統轄兼最高財務責任者 (重要な兼職の状況) 公益財団法人明光教育研究所副代表理事
専務取締役	田 上 節 朗	管理部門兼教務部兼海外事業開発部管掌事業戦略会議議長 (重要な兼職の状況) 株式会社早稲田EDU取締役 株式会社早稲田International取締役 公益財団法人明光教育研究所評議員
専務取締役	山 下 一 仁	明光義塾事業本部長兼個別進学館事業本部長兼FC開発部兼研修センター兼明光サポートセンター兼本部事務局管掌
常務取締役	佐 藤 浩 章	プロモーション部兼情報システム部兼サッカー事業部兼キッズ事業部管掌
取締役	武 正 芳 和	(重要な兼職の状況) 株式会社東京医進学院代表取締役社長 株式会社MAXISエデュケーション取締役 株式会社ユーデック取締役 株式会社晃洋書房取締役
取締役	堀 内 航 志	明光義塾事業本部第7事業部長 (重要な兼職の状況) 株式会社MAXISエデュケーション取締役 株式会社ユーデック取締役
取締役	原 田 昌 宏	
常勤監査役	松 下 和 也	
監査役	小 口 隆 夫	弁護士 (新井・小口・星出法律事務所)
監査役	貴 島 透	

- (注) 1. 取締役原田昌宏氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役松下和也氏、小口隆夫氏及び貴島透氏は、社外監査役であります。  
 3. 当社は、監査役小口隆夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。  
 4. 常勤監査役松下和也氏は、金融機関で企業審査に携わった経験、及び三菱自動車工業株式会社執行役員財務本部長兼財務統括室長としての経験を持ち、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 5. 辞任又は解任した会社役員  
 該当する事項はありません。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の行為による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を定款に設けておりますが、責任限定契約は締結しておりません。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給等の額
取締役 (うち社外取締役)	9名 (1名)	188,100千円 (2,700千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	20,055千円 (20,055千円)
合計	12名	208,155千円

- (注) 1. 取締役の支給等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
使用人兼務取締役の使用人分の支給等の額（賞与を含む。）は14,037千円であります。  
また、第30回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役に対する支給等の額及び員数が含まれております。
2. 取締役の報酬限度額は以下のとおりであります。
- ① 平成18年11月22日開催の第22回定時株主総会において、年額300,000千円以内（役員賞与を含み、使用人分給与は含まないものとする。）として決議いただいております。
  - ② 平成18年11月22日開催の第22回定時株主総会において、年額20,000千円以内で、ストック・オプションとして新株予約権を発行することにつき決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成18年11月22日開催の第22回定時株主総会において、年額25,000千円以内（役員賞与を含む。）として決議いただいております。



#### (4) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係  
該当する事項はありません。
- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係  
該当する事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況  
取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	原 田 昌 宏	平成26年11月21日就任以来開催の取締役会14回の全てに出席し、幅広い観点から議案審議等に必要な発言を行っております。
社外監査役	松 下 和 也	当事業年度開催の取締役会18回の全てに、また、当事業年度開催の監査役会16回の全てに出席し、幅広い観点から議案審議等に必要な発言を行っております。
社外監査役	小 口 隆 夫	当事業年度開催の取締役会18回の全てに、また、当事業年度開催の監査役会16回の全てに出席し、豊富な経験に加え、弁護士としての専門的見地から議案審議等に必要な発言を行っております。
社外監査役	貴 島 透	当事業年度開催の取締役会18回の全てに、また、当事業年度開催の監査役会16回の全てに出席し、幅広い観点から議案審議等に必要な発言を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区分	支払額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	38,700千円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	6,000千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	44,700千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないことから、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度における監査の計画と実績の状況を確認し、当事業年度における監査時間及び報酬額の見積りを検討した結果、その報酬額は妥当な水準と認められたため、会社法第399条第1項の同意を行いました。

### (4) 非監査業務の内容

当社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているEYアドバイザリー株式会社に対して、人事制度設計に関するアドバイザリー業務の報酬6,000千円を支払っています。

### (5) 子会社の監査に関する事項

該当する事項はありません。

### (6) 責任限定契約の内容の概要

該当する事項はありません。

## (7) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当する状況にある場合は、当社監査役会は当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合には監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。また、会計監査人の職務状況や当社の監査体制等を勘案し、会計監査人の変更が必要と認める場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

## (8) 現に受けている業務停止処分に係る事項

該当する事項はありません。

## (9) 過去2年間に受けた業務停止処分に係る事項

該当する事項はありません。

## (10) 辞任した又は解任された会計監査人に関する事項

該当する事項はありません。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・ 当社は、取締役及び使用人が当社の社会的責任と公共的使命を認識し、一人一人が高い倫理観を持ち、法令・定款・諸規則に反することなく誠実に業務運営を遂行することを経営上の重要課題と位置付ける。その周知徹底のため、コンプライアンス委員会を置き、「コンプライアンス規程」及び「企業行動憲章」を全役職員に配布・啓蒙し、企業統治の基盤強化に努めるものとする。
  - ・ 取締役及び使用人の法令遵守及び業務の適正を確保するため、明確な権限及び職務分掌等を社内規程に定め、重要事項を経営会議及び取締役会において審議する。
  - ・ 当社は、取締役会を構成する取締役のうち社外取締役を複数名選任し、取締役会における決議の公平性及び透明性を図るものとする。監査役は、取締役会に出席し、取締役等に対して適宜意見を述べるができるものとする。また、取締役等は、法令違反行為を未然に防止し、かつ、そのために必要な措置を実施する。取締役等が他の取締役等の法令違反行為を発見した場合は、直ちに監査役、代表取締役（リスク管理委員長）及びリスク管理担当取締役に報告する。
  - ・ 企業倫理として「ホスピタリティ」を宣言し、フランチャイズチェーン全体の企業倫理の向上を推進する。
  - ・ 当社は、経営環境の変化に呼応して生じるリスクに迅速に対応するため、リスク管理委員会を置き、事務局はリスク管理室が担当する。リスク管理委員会は「リスク管理規程」を基準として、業務執行部門のリスク評価・管理・対策を取りまとめて管理し、リスクへの柔軟な対応とコンプライアンスの遂行を推進する。併せて、コンプライアンスに関する教育を継続的に実施するとともに、コンプライアンス違反発生時の対応に関する手順を明確化し、同種事案の再発防止を期する。
  - ・ 内部通報制度を導入することによって、コンプライアンス経営の強化を図る。
  - ・ 内部統制の整備・運用状況をモニタリングするため「内部監査規程」を定め、内部監査室を置く。内部監査の結果は取締役へ報告され、内部統制システムの継続的な改善を推進する。
  - ・ 当社は、業務執行の結果である財務情報、並びにコンプライアンス委員会及びリスク管理委員会に集約した重要な企業情報を、適正かつ適時に開示し企業活動の透明性を確保する。
  - ・ 役職員は、一丸となって、不当な要求を行う反社会的勢力に対しては、その圧力に屈することなく毅然とした態度で臨み、反社会的勢力に対し、経済的利益を含む一切の利益を供与しないものとする。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ・ 株主総会議事録、取締役会議事録その他法令に基づき作成される文書については、法令に基づき適切に作成、保存する。

- ・取締役の職務執行・経営意思決定並びに取締役への報告に関する文書については、「文書管理規程」、「稟議決裁規程」及び「情報セキュリティ規則」等諸規則に則り、適切に作成、保存又は廃棄する。
  - ・「個人情報保護規程」及び「営業機密管理」に関する規程を整備し、個人情報及び重要な営業機密を適切、かつ、安全に保存、管理する。
  - ・取締役及び監査役はいつでもこれら保存された文書を閲覧し得るものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・事故・災害、与信等、損失のリスクに関する事項は、各業務執行部門において、「リスク管理規程」に則り、リスクを抽出し発生を未然に防止するための様々な施策の検討、施策の運用を行う。それらのリスクは全社横断的にリスク管理委員会に集約し、潜在的なリスクに対する施策の運用状況の検証、並びに顕在化した場合の事後対応の適正化を図るため、ガイドラインの制定やマニュアルの作成を行うものとする。
  - ・危機管理、個人情報保護など事業所に係る重要なリスクについては、リスク管理委員会が集約したリスクの予防・軽減施策をフランチャイズチェーン全体に提示し、フランチャイズチェーン全体での経営の安定化に努める。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・取締役は年度経営計画及び中期経営計画を定め、会社として達成すべき目標を明確にするとともに、取締役の管掌を定め業務執行の効率化を推進する。また、経営目標が当初の予定通り進捗しているか定期的な業績報告を通じて検査・評価し、PDCAサイクルの向上を図る。
  - ・取締役会は、会社の重要な意思決定機関としての役割と、各取締役に対する業務遂行状況の定例報告、並びに業務遂行の監督機関としての役割を強化するために、毎月1回以上開催する。また、重要な経営事項については、取締役、常勤監査役及び経営企画部長等で構成する経営会議で審議、検討及び情報の共有化を図り、経営意思決定の迅速性を高めるとともに、透明性及び効率性の確保に努める。
  - ・取締役は、専任の内部監査室から業務執行に係る改善点の報告を受け、担当管掌業務の有効性と効率性の適正化を図る。
- ⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a. 総則
- ・経営理念に基づき、グループとしての存在意義、役割を明確にするとともに、経営ビジョンによって将来のグループとしての目標を共有する。また、当社グループ全体のリスクを網羅的に把握し、リスクの評価及び管理の体制を適切に構築し、運用する。
  - ・グループ内取引については、法令に従い適切であり、かつ、第三者との通常の取引の条件と著しく相違しないことを十分に確認する。
  - ・内部通報制度を導入することによって、グループ全体のコンプライアンス経営の強化を図る。

- b. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
    - ・「関係会社管理規程」を定め各子会社における内部統制の実効性を図る。また、「関係会社管理規程」に則り、各子会社に対し、業績、財務状況その他業務上の重要事項について定期的に当社への報告を求める。
    - ・内部監査室は、子会社の運営状況等を監査し、取締役会及び監査役会に報告する。
  - c. 子会社の損失の危険に関する規程その他の体制  
グループ各社は、リスクの評価及び管理の体制を適切に構築し、運用する。
  - d. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
職務執行に関する権限及び責任については、グループ各社が業務分掌規程、職務権限規程その他諸規程において明文化し、それぞれ業務を効率的に遂行する。
  - e. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
グループ全体のコンプライアンスの基本方針を定め、グループ会社は、当該基本方針に従い、各社の業務内容、規模、所在国、その他の事情に応じて、その体制の構築を推進するとともに、コンプライアンスの教育、啓蒙を推進する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ・当社では、監査役監査の事務及び実査補助は、所轄部門又は使用人を固定せず、適宜担当部門が実施する。
  - ・監査役の要請がある場合には、監査役を補助する使用人を置く。当該使用人に期待される業務の範囲及び就任期間により、専任又は兼任を決定するものとする。
- ⑦ 前号⑥の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- 監査役を補助すべき使用人を置くこととなった場合、監査役の指示により監査を補助する業務については、監査役以外から指揮命令を受けない。また、当該使用人の人事異動、人事評価等に関しては、監査役会の同意を必要とする。
- ⑧ 監査役への報告に関する体制
- a. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制
    - ・監査役は、経営方針決定の経過及び業務執行の状況を知るために、業務執行に関する重要会議（常勤監査役は取締役会・経営会議・部門長会、非常勤監査役は取締役会）に出席する。
    - ・監査役が会社の実態を正確に把握し、公正妥当な監査意見を形成するために、取締役は営業及び業務の状況を監査役に報告する。また、会社に重大な影響を与える重要事項及び公表する企業情報は適時監査役に報告する。
    - ・監査役は、内部監査室及びリスク管理室との連絡会を適宜開催し、内部統制及びリスク管理に関する報告を受けるものとする。

- b. 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制  
監査役は、「グループ企業監査役連絡会」を開催し、子会社経営情報全般に関する問題点の早期把握と情報の共有に努めるものとする。
- ⑨ 前号⑧の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
当社は、監査役に報告したことを理由として解雇その他いかなる不利益な取扱いを行わないものとする。
- ⑩ 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役職務の執行において生じる費用等は、所定の手続きにより会社が負担する。
- ⑪ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査役は、内部監査室及び監査法人の三者による連絡会を定例的に開催し、会計監査や業務監査に関する報告及び情報を受け、内部統制システムの状況を監視し検証するものとする。
  - ・ 常勤監査役は、稟議書他業務執行に関する重要な書類の閲覧、重要な財産の取得、保有並びに管理状況の調査等の常時監査により、業務執行の状況を適時に把握する。
  - ・ 取締役及び使用人は、監査役監査に対する認識を深め、監査役監査が効率的に推進できるように努めるものとする。

## (2) 取締役職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社及び子会社の業務の適正を確保するための体制の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。また、総務部リスク管理室は金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を行っております。

## (3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当する事項はありません。

## (4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つと位置付けており、新たな事業投資及び業容の拡大に備えるための内部留保を行うとともに、経営成績の伸長に見合った成果の配分や配当金額の継続的な増額を基本方針としております。

上記の基本方針のもと、年間配当性向は35%程度から段階的に80%程度へ引き上げるものとし、安定的な成果の配分を実施してまいります。

また、剰余金の配当の回数は、中間配当及び期末配当の年2回を原則的な基本方針としております。

配当の決定機関は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。なお、自己株式の取得・消却、剰余金その他の処分については、当社の財政状態等を勘案し、適宜、適切な対応を検討してまいります。

この基本方針に基づき、当事業年度につきましては、資金状況等を踏まえ、平成27年10月27日開催の取締役会において、次のように剰余金の処分に関する決議をいたしました。

期末配当に関する事項

① 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金17円 総額469,259,041円

② 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年11月24日

この結果、当事業年度の配当につきましては、中間配当金17円を含め、1株当たり年間配当金を34円（平成26年8月期より2円増配）とさせていただきます。当事業年度の配当性向につきましては44.3%となりました。

内部留保資金につきましては、財務構造の強化を勘案しつつ、将来の新たな事業展開、明光義塾事業の教務力の強化並びに業容の拡大に伴うインフラ整備に充当する等有効投資してまいりたいと考えております。

## 7. 特定完全子会社に関する事項

該当する事項はありません。

## 8. 親会社等との間の取引に関する事項

該当する事項はありません。

- 
- (注) 1. 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率につきましては表示単位未満の端数を四捨五入して、それぞれ表示しております。  
2. 記載金額には消費税等は含まれておりません。



# 連結計算書類

連結貸借対照表 (平成27年8月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>9,828,543</b>
現金及び預金	7,345,308
売掛金	1,300,723
有価証券	399,960
商品	308,453
貯蔵品	17,178
前渡金	30,821
前払費用	195,431
繰延税金資産	206,494
その他	117,378
貸倒引当金	△ 93,208
<b>固定資産</b>	<b>8,852,378</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>1,128,823</b>
建物及び構築物	604,118
工具、器具及び備品	78,645
土地	446,059
<b>無形固定資産</b>	<b>2,257,683</b>
のれん	1,897,308
ソフトウェア	339,894
電話加入権	20,480
<b>投資その他の資産</b>	<b>5,465,870</b>
投資有価証券	3,157,886
長期貸付金	57,200
長期前払費用	21,764
繰延税金資産	215,929
敷金及び保証金	705,108
投資不動産	741,102
長期預金	500,000
その他	66,879
<b>資産合計</b>	<b>18,680,921</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>3,357,489</b>
買掛金	194,664
短期借入金	70,000
1年内返済予定の長期借入金	13,386
未払金	110,037
未払費用	971,411
未払法人税等	628,319
未払消費税等	287,410
前受金	637,060
預り金	65,924
賞与引当金	337,659
返品調整引当金	25,030
その他	16,585
<b>固定負債</b>	<b>694,620</b>
長期借入金	12,664
退職給付に係る負債	39,020
従業員長期未払金	165,107
役員長期未払金	179,380
繰延税金負債	26,755
資産除去債務	191,351
長期預り保証金	67,422
その他	12,918
<b>負債合計</b>	<b>4,052,110</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>14,514,405</b>
資本金	972,512
資本剰余金	915,503
利益剰余金	12,770,002
自己株式	△ 143,612
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>55,063</b>
その他有価証券評価差額金	38,994
為替換算調整勘定	16,068
<b>少数株主持分</b>	<b>59,342</b>
<b>純資産合計</b>	<b>14,628,811</b>
<b>負債及び純資産合計</b>	<b>18,680,921</b>

## 連結計算書類

### 連結損益計算書 (平成26年9月1日から平成27年8月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		18,768,501
売上原価		11,792,574
売上総利益		6,975,926
販売費及び一般管理費		3,420,084
営業利益		3,555,842
営業外収益		
受取利息	51,151	
受取配当金	31,423	
投資有価証券売却益	21,479	
投資有価証券評価損戻入益	67,680	
持分法による投資利益	5,134	
受取賃貸料	82,106	
その他	36,591	295,566
営業外費用		
支払利息	1,111	
賃貸費用	40,289	
その他	6,903	48,304
経常利益		3,803,104
特別利益		
保険解約返戻金	106,048	
資産除去債務消滅益	8,976	115,024
特別損失		
有形固定資産除却損	4,115	
ゴルフ会員権評価損	15,513	19,628
税金等調整前当期純利益		3,898,500
法人税、住民税及び事業税	1,286,052	
法人税等調整額	225,305	1,511,357
少数株主損益調整前当期純利益		2,387,142
少数株主利益		17,528
当期純利益		2,369,614

連結株主資本等変動計算書 (平成26年9月1日から平成27年8月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本計
当期首残高	972,512	915,503	11,311,303	△ 143,612	13,055,706
当期変動額					
剰余金の配当			△ 910,914		△ 910,914
当期純利益			2,369,614		2,369,614
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	1,458,699	—	1,458,699
当期末残高	972,512	915,503	12,770,002	△ 143,612	14,514,405

	その他の包括利益累計額			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	80,200	13,835	94,035	41,733	13,191,475
当期変動額					
剰余金の配当					△ 910,914
当期純利益					2,369,614
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△ 41,205	2,232	△ 38,972	17,609	△ 21,363
当期変動額合計	△ 41,205	2,232	△ 38,972	17,609	1,437,335
当期末残高	38,994	16,068	55,063	59,342	14,628,811

## 計算書類

### 貸借対照表 (平成27年8月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>7,845,252</b>
現金及び預金	5,813,497
売掛金	1,070,338
有価証券	399,960
商品	104,910
貯蔵品	14,540
前渡金	24,334
前払費用	132,081
繰延税金資産	190,305
短期貸付金	140,153
その他	36,035
貸倒引当金	△ 80,904
<b>固定資産</b>	<b>8,959,552</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>515,465</b>
建物	319,611
工具、器具及び備品	32,794
土地	163,059
<b>無形固定資産</b>	<b>347,394</b>
ソフトウェア	329,267
電話加入権	18,127
<b>投資その他の資産</b>	<b>8,096,692</b>
投資有価証券	2,953,567
関係会社株式	2,702,644
出資金	10,000
関係会社長期貸付金	475,000
長期前払費用	10,689
繰延税金資産	162,839
敷金及び保証金	517,886
投資不動産	741,102
長期預金	500,000
その他	22,962
<b>資産合計</b>	<b>16,804,805</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>2,102,833</b>
買掛金	106,714
未払金	114,261
未払費用	691,001
未払法人税等	533,751
未払消費税等	203,814
前受金	79,127
預り金	44,445
賞与引当金	318,323
その他	11,393
<b>固定負債</b>	<b>512,722</b>
従業員長期未払金	165,107
役員長期未払金	161,650
資産除去債務	135,664
長期預り保証金	50,300
<b>負債合計</b>	<b>2,615,555</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>14,151,547</b>
<b>資本金</b>	<b>972,512</b>
<b>資本剰余金</b>	<b>915,503</b>
資本準備金	915,503
<b>利益剰余金</b>	<b>12,407,143</b>
利益準備金	54,482
その他利益剰余金	12,352,661
別途積立金	9,147,000
繰越利益剰余金	3,205,661
<b>自己株式</b>	△ <b>143,612</b>
<b>評価・換算差額等</b>	<b>37,702</b>
その他有価証券評価差額金	37,702
<b>純資産合計</b>	<b>14,189,249</b>
<b>負債及び純資産合計</b>	<b>16,804,805</b>

## 損益計算書 (平成26年9月1日から平成27年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		14,223,860
売上原価		8,540,628
売上総利益		5,683,231
販売費及び一般管理費		2,516,830
営業利益		3,166,401
営業外収益		
受取利息	17,002	
有価証券利息	43,696	
受取配当金	31,324	
投資有価証券売却益	21,479	
投資有価証券評価損戻入益	67,680	
受取賃貸料	102,800	
その他	26,706	310,689
営業外費用		
賃貸費用	52,840	
その他	2,517	55,358
経常利益		3,421,732
特別損失		
有形固定資産除却損	2,616	
ゴルフ会員権評価損	15,513	18,130
税引前当期純利益		3,403,602
法人税、住民税及び事業税	1,174,085	
法人税等調整額	111,528	1,285,613
当期純利益		2,117,988

## 計算書類

### 株主資本等変動計算書 (平成26年9月1日から平成27年8月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金	利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
				別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	972,512	915,503	54,482	8,147,000	2,998,587	11,200,069	△ 143,612	12,944,473
当期変動額								
別途積立金の積立				1,000,000	△1,000,000	—		—
剰余金の配当					△ 910,914	△ 910,914		△ 910,914
当期純利益					2,117,988	2,117,988		2,117,988
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	—	1,000,000	207,073	1,207,073	—	1,207,073
当期末残高	972,512	915,503	54,482	9,147,000	3,205,661	12,407,143	△ 143,612	14,151,547

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金		
当期首残高	79,483		13,023,957
当期変動額			
別途積立金の積立			—
剰余金の配当		△	910,914
当期純利益			2,117,988
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△	41,781	△ 41,781
当期変動額合計	△	41,781	1,165,292
当期末残高		37,702	14,189,249

## 独立監査人の監査報告書

平成27年10月15日

株式会社明光ネットワークジャパン  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 野 口 和 弘 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 今 西 恭 子 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社明光ネットワークジャパンの平成26年9月1日から平成27年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社明光ネットワークジャパン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

平成27年10月15日

株式会社明光ネットワークジャパン  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 野 口 和 弘 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 今 西 恭 子 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社明光ネットワークジャパンの平成26年9月1日から平成27年8月31日までの第31期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年9月1日から平成27年8月31日までの第31期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年10月16日

株式会社明光ネットワークジャパン 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	松下和也	㊟
監査役（社外監査役）	小口隆夫	㊟
監査役（社外監査役）	貴島透	㊟

以上

第**31**期

明光レポート

2014年9月1日～2015年8月31日



個別指導の明光義塾



明光ネットワークジャパン

証券コード：4668



代表取締役社長 渡邊 弘毅

## 売上高、経常利益、当期純利益が過去最高を更新！ 人づくりのトップカンパニーとなるべくグループ一丸と なって更なる飛躍を続けてまいります。

株主の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。また、平素は格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。第31期明光レポートをお届けするにあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

当期の業績につきましては、連結売上高は18,768百万円、連結営業利益は3,555百万円、連結経常利益は3,803百万円、連結当期純利益は2,369百万円となり、過去最高の業績を達成することができました。

「明光義塾」の教室数及び生徒数につきましては、2015年8月末現在、全国2,137教室、在籍生徒数136,890名となり、日本最大の個別指導塾の地位を確固たるものとしております。株主の皆様をはじめ、フランチャイズオーナーの方々、生徒・保護者様及び社員など、関係各位のご支援の賜物であると、この場をお借りしまして心から御礼申し上げます。

当社グループは、「教育・文化事業を核として更なる成長を図り、人づくりのトップカンパニーとなる」という2020年ビジョンを掲げ、その実現を目指しております。

2020年ビジョンの第2ステージとして、2013年10月に「中期経営計画」(2014年8月期～2016年8月期)を策定し、これに基づいて事業活動を推進しております。

当連結会計年度におきましては、

- (1) 生徒・保護者ニーズの正確な把握、提供する教育サービスのクオリティの向上、コミュニケーションの充実等によるお客様満足度の更なる追求
  - (2) 大胆な組織再編及び人事異動により、部門間のコミュニケーションと連携を推進し、スピードと責任をもって行動する組織への更なる変革
  - (3) 明光義塾直営事業部と明光義塾フランチャイズ事業部の統合によるマネジメント力、地域戦略、本部指導体制の強化及び業務の効率化
  - (4) 学校や家庭との学習連携を強化し、生徒が自ら学習に取り組む力を育む新生明光義塾の開発
  - (5) 新規事業の事業基盤の確立
- 等に取り組んでまいりました。

2020年ビジョンとして掲げた、教育・文化事業を核として更なる成長を図り、人づくりのトップカンパニーとなることを目指し、更なる飛躍を続け、21世紀の日本を担う人材を輩出し社会に貢献してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも更なるご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

# MEIKO VISION

「民間教育企業」そして「自己実現支援企業」としての役割を果たすことで社会に貢献し、社会からその存在を認められる社会的存在価値の高い企業に成長していきます。

当社はこれからも、顧客・株主・社員の三位一体の繁栄を目指し、常に前進し続けます。



## 経営理念

教育・文化事業への  
貢献を通じて人づくりを目指す  
フランチャイズノウハウの  
開発普及を通じて  
自己実現を支援する



## 基本方針

教育・文化事業への  
貢献を通じて  
顧客・株主・社員の  
三位一体の繁栄を目指す

## 教育理念

個別指導による  
自立学習を通じて  
創造力豊かで自立心に富んだ  
21世紀社会の人材を  
育成する

# 人づくりのトップカンパニー

## 自立学習による人材育成

自ら考え、自ら決断し、自ら行動する力（ブランドの核心）

幼児

自立の芽生え

小・中・高

自立の獲得・定着

青年・中年

自立の活用・発展

高齢者

自立の維持・回復

個別指導 明光義塾



東京医進学院<sup>※1</sup>

MEIKO PLUS ACADEMY

生涯学習

介護・  
行動支援

明光  
グループ

国内：(株)MAXISエデュケーション<sup>※1(注1)</sup>、(株)ユーデック<sup>※1</sup>、(株)晃洋書房<sup>※1</sup>、(株)早稲田EDU<sup>※1(注2)</sup>、  
(株)創企社<sup>※2</sup>、(株)早稲田International<sup>※3</sup>

海外：NEXCUBE Corporation, Inc. (韓国)<sup>※2</sup>、COCO-RO PTE LTD (シンガポール)<sup>※3</sup>

※1 連結子会社 ※2 持分法適用関連会社 ※3 非連結子会社  
 (注1) 2014年9月2日付で株式を取得することによって、連結子会社といたしました。  
 (注2) 2014年10月30日付で株式を取得することによって、連結子会社といたしました。



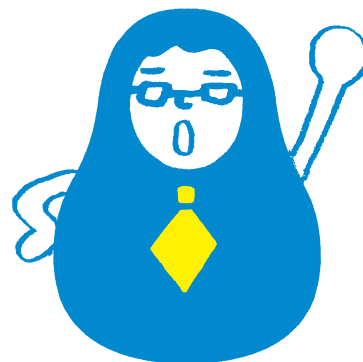
明光義塾って全国にどのくらいありますか？

## 全国2,137教室に展開しています

※2015年8月末現在

明光義塾は、個別指導塾のパイオニアとして、常に学習塾業界をリードし続けています。

今後も日本全国で「明光義塾」のネットワークを広げていきます！

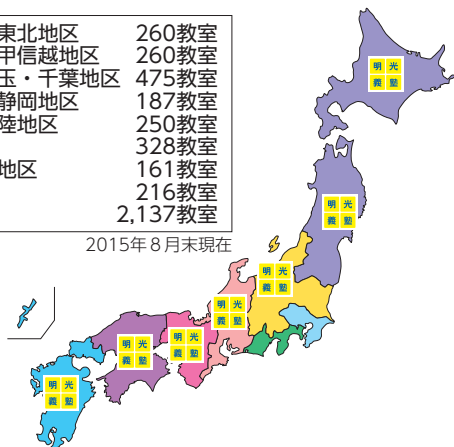


## 明光義塾 2,137教室

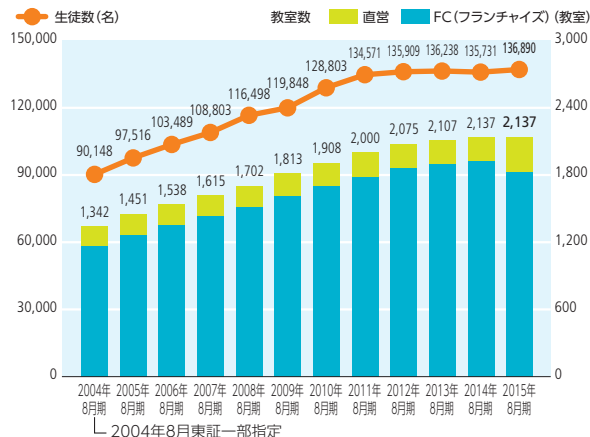
[直営222教室 MAXIS91教室 FC1,824教室]

北海道・東北地区	260教室
北関東・甲信越地区	260教室
東京・埼玉・千葉地区	475教室
神奈川・静岡地区	187教室
東海・北陸地区	250教室
近畿地区	328教室
中・四国地区	161教室
九州地区	216教室
合計	2,137教室

2015年8月末現在



## 明光義塾の教室数と生徒数の推移



各年の8月時点の教室数、生徒数を表示しております。

(注) 上記教室数のグラフ中の教室数は、直営教室とFC(フランチャイズ)教室の合計値です。

# 資本・配当政策について

当社は、継続した事業運営及び既存事業の成長力確保、収益力強化に向けた事業の基盤強化並びに新たな成長戦略に必要な資金の内部留保による自己資金の充実と、株主の皆様に対する利益還元を最重要政策と位置付けております。

## 1. 基本方針

継続した事業運営及び既存事業の成長力確保、収益力強化に向けた事業の基盤強化並びに、新たな成長戦略に必要な資金の内部留保による自己資本の充実と、株主の皆様に対する利益還元を最重要政策と位置付け、今後とも株主の皆様のご期待に応えるべく努力してまいります。

## 2. 資本効率目標（新設）

ROE（自己資本利益率）を目標値として現状の高水準なROEの維持に努めてまいります。

直近3カ年の当社のROEの推移（連結）

第29期 (平成25年8月期)	第30期 (平成26年8月期)	第31期 (平成27年8月期)
19.8%	17.6%	17.1%

## 3. 自己株式買付け方針

事業環境、投資機会、当社株式の流動性及び市場価格への影響並びに当社財務状況を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に判断することを基本方針といたします。今般、現状の当社の資本効率等を鑑みて自己株式の取得を実行いたします。

取得対象株式の種類	当社普通株式
取得し得る株式の総数	<b>1,150,000株（上限）</b> (発行済株式総数（自己株式除く）に占める割合4.17%)
株式の取得価額の総額	<b>15億円（上限）</b>
取得期間	平成27年10月15日～平成28年1月29日
取得方法	東京証券取引所における市場買付

## 4. 配当政策

配当金額の継続的な増額を基本方針とし、年間配当性向を35%程度から段階的に**80%程度**へ引き上げます。

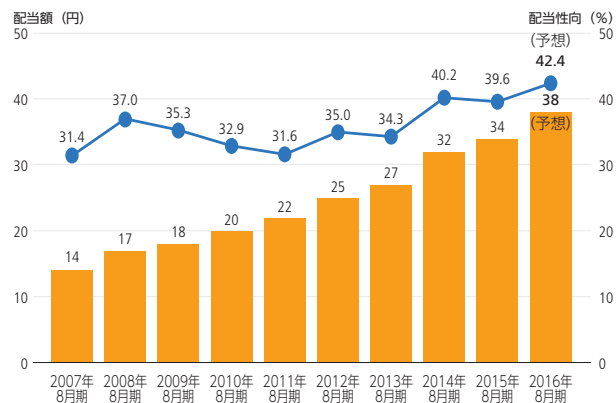
[変更前の年間配当性向]

35%程度から段階的に50%程度へ引き上げる。

[変更後の年間配当性向]

35%程度から段階的に**80%程度**へ引き上げる。

## ■ 配当額と配当性向推移



※1997年4月ジャスダック上場の翌年から、17期連続で増配継続中（株式分割考慮後）です。

※2010年8月期～2015年8月期については連結配当性向です。

## 5. M&A・アライアンス

外部資源の有効活用、事業拡大・成長の観点からもM&A・アライアンスを重要な経営手段として位置付け、積極的に実施いたします。



## 6. 株主優待制度

当社は、従来より株主優待制度を実施しておりますが、株主の皆様の日頃のご支援に感謝するとともに、当社株式への投資の魅力を高め、中長期的に保有していただける株主様の増加を図ることを目的として、平成28年8月31日時点の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様より以下の通り株主優待制度を変更いたします。

### (変更前)

対象となる株主様	毎年8月31日（基準日）現在の株主様
優待内容	1単元（100株）以上の当社株式を保有されている株主様に対して、一律3,000円相当のQUOカードを贈呈
実施回数	年1回（毎年当社定時株主総会終了後の11月下旬の発送を予定）

### (変更後)

対象となる株主様	毎年8月31日（基準日）現在の株主様		
優待内容*	保有株式数ならびに継続保有年数により優待内容を以下の通りの金額相当のQUOカード贈呈に変更		
	継続保有年数	継続保有3年未満	3年以上の継続保有 株主名簿に同一番号で 3年（7基準日）連続で 記載されている状態
	保有株式数		
	100株以上500株未満	1,000円相当	3,000円相当
	500株以上1,000株未満	2,000円相当	4,000円相当
	1,000株以上	3,000円相当	5,000円相当
実施回数	年1回（毎年当社定時株主総会終了後の11月下旬の発送を予定）		

当社株式を保有して3年以上の株主様につきましては、保有株式数に応じて一律**プラス2,000円相当のQUOカードを進呈いたします。**

※優待は、年に1回その年の8月末時点の株主様を対象に実施いたします。保有年数とは、株主様として当社株主名簿に記載された日から継続して上記株式を保有している期間をいいます。

**3年以上の継続保有とは、毎年2月末日及び8月末日の株主名簿に連続7回以上同一番号にて記載または記録されている状態を指します。**



## Topic 1 ● 台湾における個別指導塾事業展開に向けた合併事業契約を締結しました。

当社は、「翰林出版事業股份有限公司」（以下、翰林出版といいます）、「翰林建設開発股份有限公司」（以下、翰林建設といいます）、「百大文教事業有限公司」（以下、百大といいます）、及び当社の4社にて台湾における個別指導塾事業を展開する為の合併会社設立に関する合併事業契約を締結しました。

翰林出版は、1974年に設立された教科書及び教育出版物の出版会社で、出版において広い経験を有するとともに、集団塾の運営など多角的事業を展開しております。

翰林建設は、翰林出版のグループ会社であり、台湾国内にて建設及び不動産開発業を営んでおります。翰林出版の発行済株式の17%を保有しております。

百大は、台湾にて学習塾を営む3つの塾グループの戦略的統括会社で2011年に設立されました。台中にて合計17校舎の学習塾を運営しており、台湾での学習塾運営ノウハウを有しております。

この度の合併会社設立に関する合併事業契約締結は、当社が2014年8月期からスタートいたしました中期経営計画の全体戦略の一つである事業領域の拡大を推進するものであります。

当社として本格的な海外展開の第一歩を踏み出すものであり、今後、個別指導塾の需要の増加が見込まれる台湾において、当社のシステム及びブランドを共有し、台湾で個別指導塾の直営教室及びFC教室を展開してまいります。

## Topic 2 ● 「公益財団法人明光教育研究所」が第1回給付奨学金の支給を実施しました。

「公益財団法人明光教育研究所」は、経済的理由で学習機会に恵まれない児童、生徒及び学生等に対して教育費の援助等を行うとともに、自立学習教育システムの研究及び開発によって創造力豊かで自立心に富んだ21世紀社会の人材育成に寄与する事業を行っております。

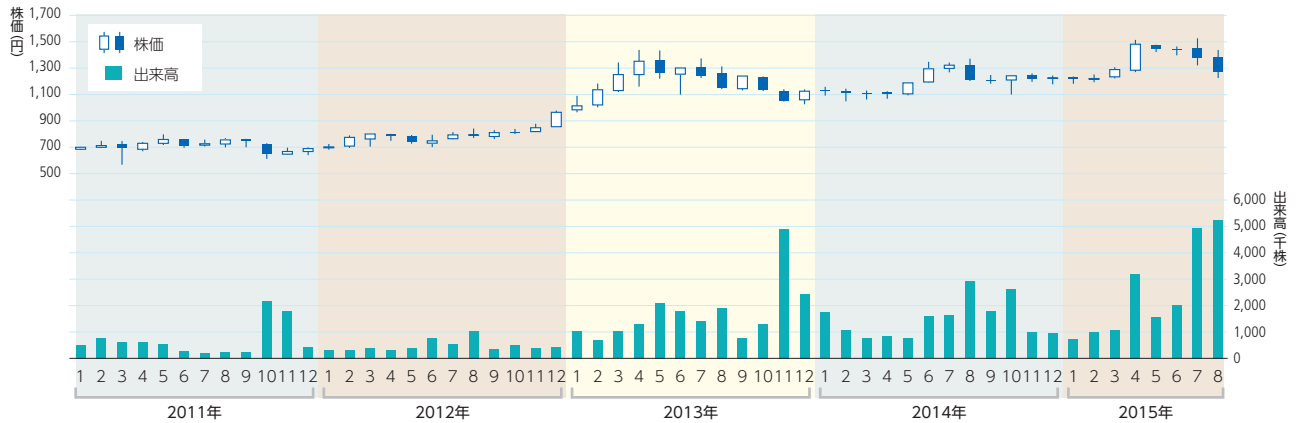
第1回給付奨学金は、年4回（6月1日、9月1日、12月1日、3月1日）の分割支給を行います。第1回目の支給を43名の奨学生に対し6月1日に実施しました。

詳細は以下の公益財団法人明光教育研究所のホームページをご覧ください。

<http://www.meiko-zaidan.jp/>



## ■ 株価の推移 (2011年1月～2015年8月)



## ◎ 当社WEBサイトのご紹介

明光ネットワークジャパン

検索



<http://www.meikonet.co.jp>

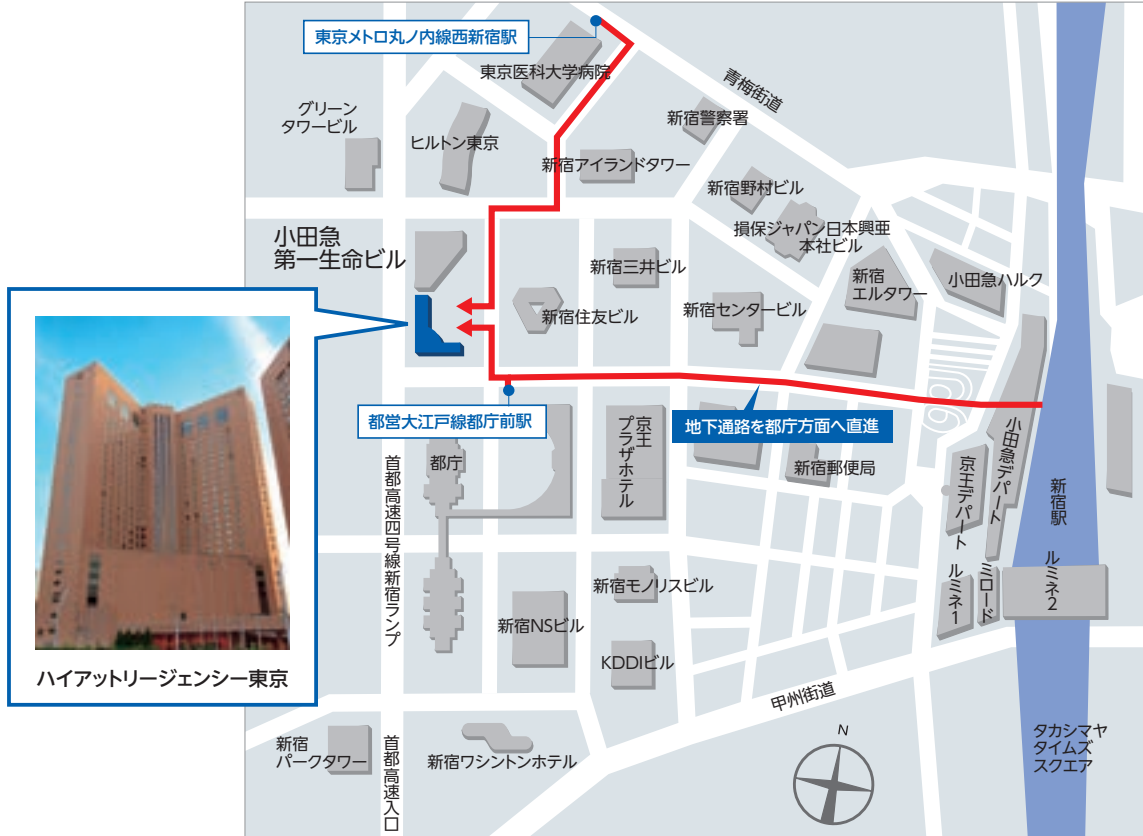


<http://www.meikogijuku.jp/>

# 株主総会会場ご案内図

会場

ハイアットリージェンシー東京 地下1階「センチュリールーム」  
東京都新宿区西新宿二丁目7番2号 電話 (03) 3348-1234 (代表)



交通  
の  
ご案内

- 小田急線・JR線・京王線
- 東京メトロ丸ノ内線
- 都営大江戸線

新宿駅 (西口)  
西新宿駅  
都庁前駅

より徒歩約9分  
より徒歩約4分  
直結

